

介護保険を上手に活用しましょう。

要介護認定を受けた方は介護保険で定められたサービスや福祉用具を本人負担1割で利用できます。

介護認定を受けるまで

① まず、市区町村に窓口申請を。

地域包括支援センター、ケアプランセンターなどは申請を代行してくれます。

② 調査員が訪問します。

「一次判定」のため、調査員が調査項目に沿ったご質問にうかがいます（結果は非公開）。また、市町村からかかりつけ医に意見書の提出依頼がなされます。

③ 認定審査会が開かれます。

「二次判定」として、専門家が介護の必要度を判定します。サービスの利用は申請時点から可能ですが、軽く判定される可能性もありますので、慎重に。

④ 介護認定通知が届きます。

内容に不満な場合は、認定審査会に再度審査を求めることも可能です。通常③の申請時点から、約1ヶ月以内に結果が通知されます。

⑤ ケアプランを作成してもらいましょう。

- 要支援認定された方
地域包括支援センター、またはセンターから委託された居宅介護支援事業所が窓口です（窓口は選べません）。
- 要介護認定された方
居宅支援事業所が窓口です（窓口が選べます）。



受給対象者

65歳以上の高齢者、または40～64歳の特定の病気の方※

※特定疾病一覧

- ①筋萎縮性側索硬化症
- ②骨折を伴う骨粗しょう症
- ③後縦靭帯骨化症
- ④多系統萎縮症
- ⑤脊髄小脳変性症
- ⑥脊柱管狭窄症
- ⑦初老期における認知症
- ⑧早老症
- ⑨糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑩脳血管疾患
- ⑪閉塞性動脈硬化症
- ⑫パーキンソン病関連疾患
- ⑬がん（がん末期）
- ⑭慢性閉塞性肺疾患
- ⑮関節リウマチ
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

使用可能な単位数

1単位は基本10円で計算されますが、地域とサービスによって異なります。（10円～約11円）

要介護認定の目安と利用限度額

要支援1	日常生活はほぼ自分でできるが、今後、要介護状態になることを予防するために、少し支援が必要な状態。	4970	[窓口] 地域包括 支援センター
要支援2	日常生活に少し支援が必要だが、介護サービスを適応すれば、機能の維持、改善が見込める状態。	10400	
要介護1	立ち上がりや歩行がやや不安定。日常生活はおおむね自立しているが、排泄や入浴などに一部介助が必要な状態。	16580	[窓口] 居宅支援 事業所
要介護2	立ち上がりや歩行が自力では困難。排泄や入浴にも、一部または全介助が必要な状態。	19480	
要介護3	立ち上がりや歩行が自力ではできない。排泄・入浴・衣服の着脱などにも全面的な介助が必要な状態。	26750	
要介護4	生活全般で能力の低下が見られ、排泄・入浴・衣服の着脱に全面的、食事に一部介助が必要。介護なしでは日常生活が困難な状態。	30600	
要介護5	生活全般にわたり、全面的な介助が必要で意思の伝達が困難。介護なしでは日常生活が不可能な状態。	35830	

※認知症の度合いによっても介護度が変わります。問題行動・理解の低下が基準となります。調査員やお医者さんの前ではしっかり受け答えできるので困っておられるという話をよく聞きます。介護しておられる方が正確に事実を伝えることが肝要かと思えます。

ひと言メモ 介護保険は2000年に始まりました。いまや500万人の人が要支援、要介護と認定されています。

介護保険で受けることができるサービス一覧

1 ケアプラン作成サービス（ご本人の費用負担はありません）

介護支援専門員がご本人やご家族と相談しながらケアプランを作成します（自分でケアプランを作成することもできます）。

2 施設でのサービス

- 介護老人福祉施設 …… 常時介護を必要とする在宅介護が困難な方への施設サービスです。
- 介護老人保健施設 …… 病状の安定した方が自宅への復帰を目指す施設サービスです。
- 介護療養型医療施設 …… 療養病床を有する病院などにおいて、医学的管理の下で受ける施設サービスです。

3 在宅でのサービス

訪問サービス

- 訪問介護 …… 訪問介護員などが自宅を訪問し、日常生活に必要なサポートを行います。
- 訪問入浴介護 …… 入浴車などで自宅を訪問し、入浴介護を行います。
- 訪問看護 …… 看護師などが療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
- 訪問リハビリテーション …… 理学療法士・作業療法士などがリハビリテーションを行います。
- 居宅療養管理指導 …… 医師・歯科医師・薬剤師などが療養上の管理および指導を行います。



通所サービス

- 通所介護 …… デイサービスセンターなどで、食事やレクリエーション、入浴サービスなどを受けます。
- 通所リハビリテーション …… 老人保健施設や医療機関で、理学療法士・作業療法士などにより、リハビリテーションを受けます。
- 短期入所生活介護 …… 介護施設などに短期間入所する介護サービスです。
- 短期入所療養介護 …… 療養病床を有する病院などに短期間入所する介護サービスです。



住環境を整備するサービス

- 福祉用具貸与 …… 介護保険法で定められた福祉用具をレンタルするサービスです。
- 特定福祉用具販売 …… 介護保険法で定められた対象商品を、1割の費用負担で購入できるサービスです。（年間10万円が限度額）
- 住宅改修 …… 在宅の要介護者が住宅改修を行う場合に支給される改修費です。（年間20万円が限度額）

有料老人ホームのサービス

- 特定施設入居者生活介護 …… 有料老人ホームや軽費老人ホームなどで受ける「施設」介護サービスです。

4 地域密着（市区町村単位）でのサービス

- 小規模多機能型居宅介護 …… 「通い」を中心に「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態を状況に合わせて受けられるサービスです。
- 夜間対応型訪問介護 …… 早朝や夜間、訪問介護員の定期巡回または通報による随時訪問により、排泄や日常生活上の緊急対応等の介助を受ける介護サービスです。
- 認知症対応型通所介護 …… 認知症の方の特性に配慮して提供される「通所」介護サービスです。
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） …… 認知症の方が小規模な家庭的な環境の中で「施設」介護サービスです。
- 地域密着型特定施設入居者生活介護 …… 小規模な施設に入所する「施設」介護サービスです。
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 …… 小規模な施設に入所する「施設」介護サービスです。

※地域密着サービスは市区町村ごとに指定されるサービス。市区町村在住者が対象で、小規模の施設や小規模多機能施設を中心に様々な居宅サービスが提供されています。

ひと言メモ 市町村が中心となって提供される地域密着サービスの拡充が厚労省の方針です。

住環境整備のために受けられる3つのサービス

提供される福祉用具は利用者の状態の変化に対応できるようレンタルが基本。
使い回しがふさわしくないもの(トイレなど)や消耗品は購入対象です。

福祉用具レンタル(貸与)対象となる12種目

①車いす



自走用・介助用・電動車いす

要介護2～5

②車いす付属品



クッション・電動補助装置・テーブル・ブレーキ

要介護2～5

③特殊寝台



背上げが高さ調節のできるもの

要介護2～5

④特殊寝台付属品



手すり・マットレス・サイドレール・テーブルなど

要介護2～5

⑤床ずれ防止用具



エアマットレス・ウレタン等の耐圧分散マットレス

要介護2～5

⑥体位変換器



体の下に挿入し動力によって体位変換できるもの

要介護2～5

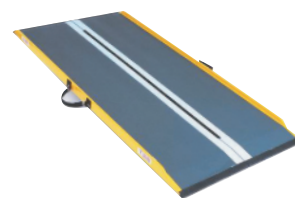
⑦手すり



工事を伴わないもの

要支援・要介護1 要介護2～5

⑧スロープ



工事を伴わないもの

要支援・要介護1 要介護2～5

⑨歩行器



歩行の支えとしてフレームが左右・前にあるもの

要支援・要介護1 要介護2～5

⑩歩行補助杖



松葉杖・多点杖・ロフストランドクラッチ

要支援・要介護1 要介護2～5

⑪認知症老人徘徊探知機



ある地点を通過した時や離床時に通報する装置

要介護2～5

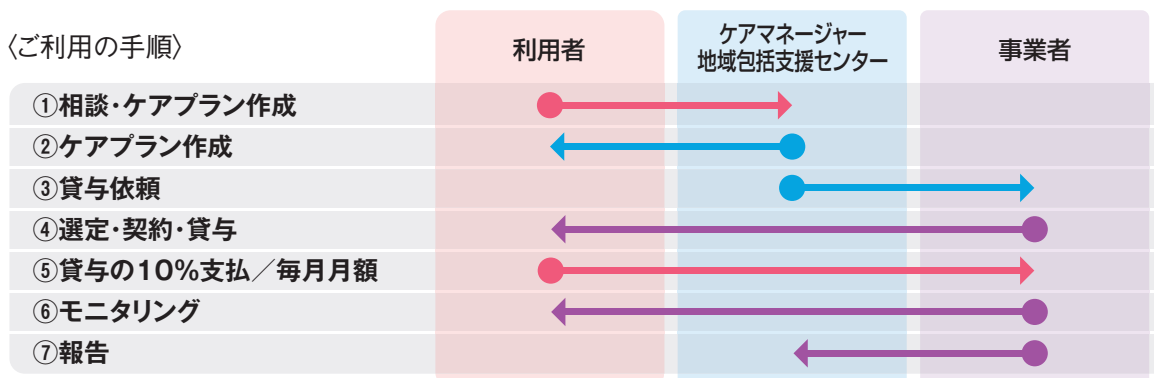
⑫移動用リフト(掲載外)



人を持ち上げ移動させるもの

要介護2～5

〈ご利用の手順〉



※ 給付限度額の範囲で利用できます。※ 指定事業者からのレンタルのみ対象となります。
※ 利用制限があるものでも、医師などが必要と認めた場合は利用可能です。

ひと言メモ 住環境を整えるサービスは福祉用具レンタル、購入、住宅改修とあります。安全、快適な生活には不可欠です。

特定福祉用具購入対象となる5種目

①腰掛便座



和式トイレに置くもの・補高便座・ポータブルトイレなど

②特殊尿器



尿・便などを自動吸引するもの

③入浴補助用具



入浴用いす・手すり・すのこ・移乗台・介助ベルト

④簡易浴槽



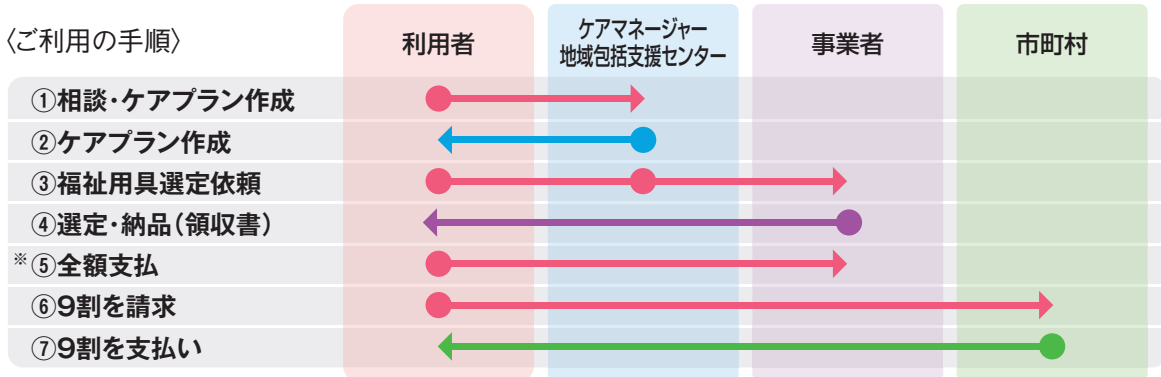
工事を伴わないもの・移動浴槽

⑤移動用リフトのつり具部分(掲載外)



リフトに取付けるつり具

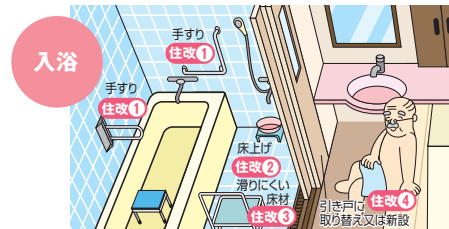
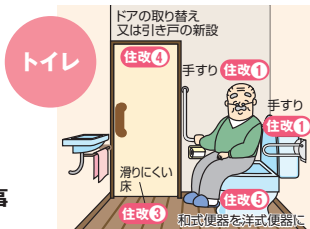
〈ご利用の手順〉



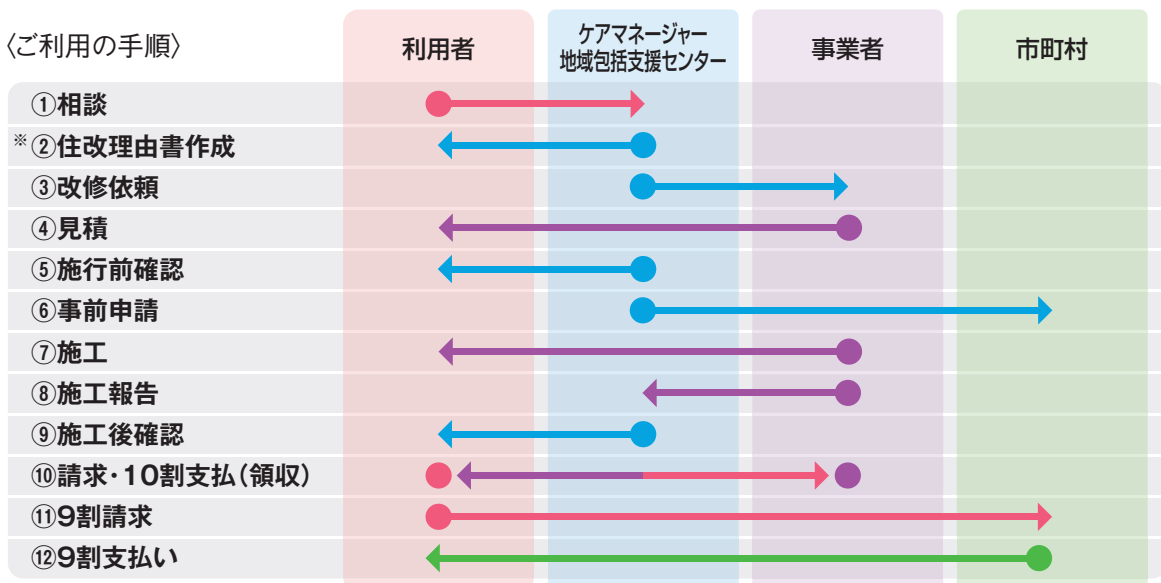
年間(4月～翌3月)で10万円が上限です。指定事業者からの購入のみ対象となります。
 ※⑤全額支払は本人負担の10%だけでよい市町村があります。(事業者に確認してください)
 ※介護保険の利用により、1割負担で購入できる商品には「H」マークをつけています。

支援対象となる住宅改修6種目 (→詳しくはP155をご覧ください)

- 住改① 手すりの取り付け
- 住改② 段差の解消
- 住改③ 滑り止め床材の変更
- 住改④ 引き戸への取り替え・新設
- 住改⑤ 洋式便座への取り替え
- 住改⑥ その他各項目に付随する工事



〈ご利用の手順〉



20万円が上限です。事前申請が必要です。
 ※②の理由書は、住環境コーディネーターの資格を持つ人でも作成できます。

ひと言メモ 手続き上分からないことはケアマネさんにご相談ください。きつとよき相談相手になってくださると思いますよ。